

重度障害者住宅設備改良費扶助要綱

昭和45年7月1日

(総則)

第1条 重度障害者の住宅設備改良費の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(扶助の対象工事)

第2条 扶助の対象工事は、既存の住宅における次に掲げるものとする。

- (1) 浴室、便所、玄関等の市長が必要と認める改良工事(次号及び第3号に掲げる工事を除く。)
- (2) 天井走行式移動リフト(対象者の部屋と部屋等の空間の移動を可能にするもので操作が容易なものをいう。)の設置工事
- (3) 環境制御装置(対象者が残存機能を利用して身の周りの電気製品や住宅設備等を電氣的に遠隔操作することができるものをいう。)の設置工事

2 前項の対象工事のうち、過去5年以内において第7条に規定する交付決定となった工事は、扶助の対象としない。ただし、火災等の災害又は転居に起因して行う工事を除く。

(扶助の対象者)

第3条 扶助の対象者は、市内に住民票を有し、当該住民票に記載された住所に居住する者であつて次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する工事の対象者 次に掲げる者のうち、当該工事が必要と市長が認めるもの
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)で、障害の程度が1級又は2級の者
 - イ 知的障害者更生相談所又は児童相談所(以下「相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者
 - ウ 障害の程度が3級の身体障害者で、相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (2) 前条第1項第2号に規定する工事の対象者 児童を除く65歳未満の身体障害者で、その障害の区分及び等級が下肢又は体幹機能障害2級以上で移動が困難な者
- (3) 前条第1項第3号に規定する工事の対象者 児童を除く身体障害者で、その障害の区分及び等級が四肢機能障害2級以上の者

(扶助の額)

第4条 扶助の額は、予算の範囲内において、第2条の改良工事に要する経費の額(第2条第1項第1号に規定する工事については、障害児者日常生活用具給付要綱(平成18年10月1日施行)別表第1に規定する居宅生活動作補助用具の購入に要する費用又は介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に定める居宅介護住宅改修費及び同法第57条に定める介護予防住宅改修費として支給の対象となる工事に要する経費(20万円を限度とする。)を控除する。)から別表に定める自己負担額を控除した額とする。ただし、第2条第1項第1号に規定する工事にあつては40万円を、同項第2号に規定する工事にあつては100万円を、同項第3号に規定する工事にあつては60万円を限度とする。

(自己負担額)

第5条 自己負担額は、扶助の対象者の属する世帯の市民税額に応じて世帯の所得区分により、別表に定める額とする。

2 前項に規定する世帯の範囲は、扶助の対象者が18歳以上の障害者である場合にあつては当該対象者及び配偶者とし、扶助の対象者が18歳未満の障害児である場合にあつては当該対象者を含む住民票上の同一世帯とする。

(改良費の交付申請)

第6条 改良工事に要する経費の扶助を受けようとするものは、重度障害者住宅設備改良費交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅設備改良工事を行う事業者の見積書及び明細書
- (2) 改良工事場所を示した図面
- (3) 各工事場所の撮影日入りの写真
- (4) 自己負担額を認定するための書類
- (5) 家主の承諾書(第2号様式)
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(改良費の決定)

第7条 市長は、前条の申請により扶助を適当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良費交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前条の申請について扶助を不適当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良費不支給決定通知書により申請者に通知する。

(改良費の変更交付申請)

第8条 改良費の交付決定を受けた者が、改良工事の変更等により工事見積額に増減を生じた場合は、重度障害者住宅設備改良費変更交付申請書(第4号様式)に住宅設備改良工事を行う事業者の見積書及び明細書、図面等必要な書類を添えて、速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(改良費の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の申請により交付決定金額の変更を相当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良費変更交付決定通知書により申請者に通知する。

(工事の中止等)

第10条 工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、重度障害者住宅設備改良費交付決定辞退届(第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(工事の検査)

第11条 改良費の交付決定を受けた者は、工事完了後速やかに重度障害者住宅設備改良工事完成届兼検査書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 各工事場所の撮影日入りの写真
- (2) 本人宛の領収書の原本及び市長宛の請求書又は市長宛の請求書及び委任状
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(改良費の交付)

第12条 改良費は、前条の規定による検査を完了した後に、申請者からの請求に基づき交付する。

(財産処分の制限)

第13条 改良費の扶助の交付を受けた者は、この要綱の規定に基づき取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに扶助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、改良費の扶助の交付を受けた者が交付を受けた扶助額の全部に相当する金額を市に納付した場合又は10年を経過したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和45年7月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 身体障害者住宅設備改善扶助要綱(昭和44年10月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 扶助の対象者が18歳未満の障害児の場合

階層	区分	自己負担額
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに現年度分の市町村民税が非課税の世帯	0円
	市町村民税の所得割の額が33,000円未満の世帯	
第2	市町村民税の所得割の額が33,000円以上235,000未満の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内)の4分の1の額
第3	市町村民税の所得割の額が235,000円以上の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内)の2分の1の額

2 その他の場合

階層	区分	自己負担額
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含	0円

	む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による支援 給付受給世帯並びに現年度分の市町村民税が 非課税の世帯	
	市町村民税の所得割の額が33,000円未満の世帯	
第2	市町村民税の所得割の額が33,000円以上 235,000未満の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内) の4分の1の額
第3	市町村民税の所得割の額が235,000円以上 460,000未満の世帯	改良工事に要する経費(基準額以内) の2分の1の額
第4	市町村民税の所得割の額が460,000円以上の世帯	全額

備考

- 1 所得割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の8及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 現年度分の市町村民税が確定しないときは、前年度分の市町村民税とする。

第1号様式（第6条関係）

重度障害者住宅設備改良費交付申請書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所
申請者
氏名
(保護者)
電話番号

次のとおり申請します。重度障害者住宅設備改良費の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

障害者氏名	年 月 日生	申請者との関係
身体障害者手帳	横須賀市 () 第 号	
	年 月 日交付	級
	障害名	
療育手帳	神奈川県 () 第 号	
	年 月 日交付	障害程度
改造設備	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他 ()	
所有区分	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家 (住宅所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし)	
支払方法	<input type="checkbox"/> 償還 <input type="checkbox"/> 委任	

(事務処理欄)

第2号様式（第6条第5号関係）

重度障害者住宅設備改良に関する承諾書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
家 主	住所 氏名
下記の住宅設備改良を承諾します。	
障 害 者 氏 名	
住 宅 の 所 在 地	横須賀市
改 造 設 備	
改 造 の 概 要	
(事務処理欄)	

第3号様式（第7条第1項関係）

重度障害者住宅設備改良費交付決定通知書

年 月 日						
様						
横須賀市長						
年 月 日付で申請のあった重度障害者住宅設備改良費について 次のおり通知します。						
交 付 金 額						円
改 造 設 備						
本決定通知書の有効期限と支払請求期限				年 月 日		
条 件						
1 次の場合は、すみやかにご連絡ください。 （1） 工事内容を変更するとき （2） 工事を中止または廃止するとき （3） 工事が予定より遅れるとき						
2 工事完了後すみやかに工事完了届を提出し、検査を受けてください。						
3 助成金は、検査終了後に交付します。						

第4号様式（第8条関係）

重度障害者住宅設備改良費変更交付申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 申請者 氏名 (保護者) 電話番号			
次のとおり変更交付申請します。			
障害者氏名	年 月 日生	申請者との関係	
改造設備	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他 ()		
所有区分	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家		
理由			
(事務処理欄)			

第5号様式（第10条関係）

重度障害者住宅改良費交付決定辞退届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 (保護者) 電話 障害児者との続柄	
年 月 日付で申請した下記の者について住宅改良費の交付決定を 辞退します。	
交付決定通知書の 日付及び番号	
本人に関する 情報	住所
	氏名
辞退理由	
(事務処理欄)	

第6号様式（第11条関係）

重度障害者住宅設備改良工事完成届兼検査書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 (保護者) 電話番号	
交付決定通知書の 日付及び番号	年 月 日 横須賀市指令横福障 第 号
完 成 年 月 日	年 月 日
交付決定を受けた金額	円
実際に要した金額	円
(事務処理欄)	